

阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針(県決定)の見直しに係る市案

【報告事項②-4】

芦都政第 1 5 3 6 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

芦屋市長 高島 峻輔

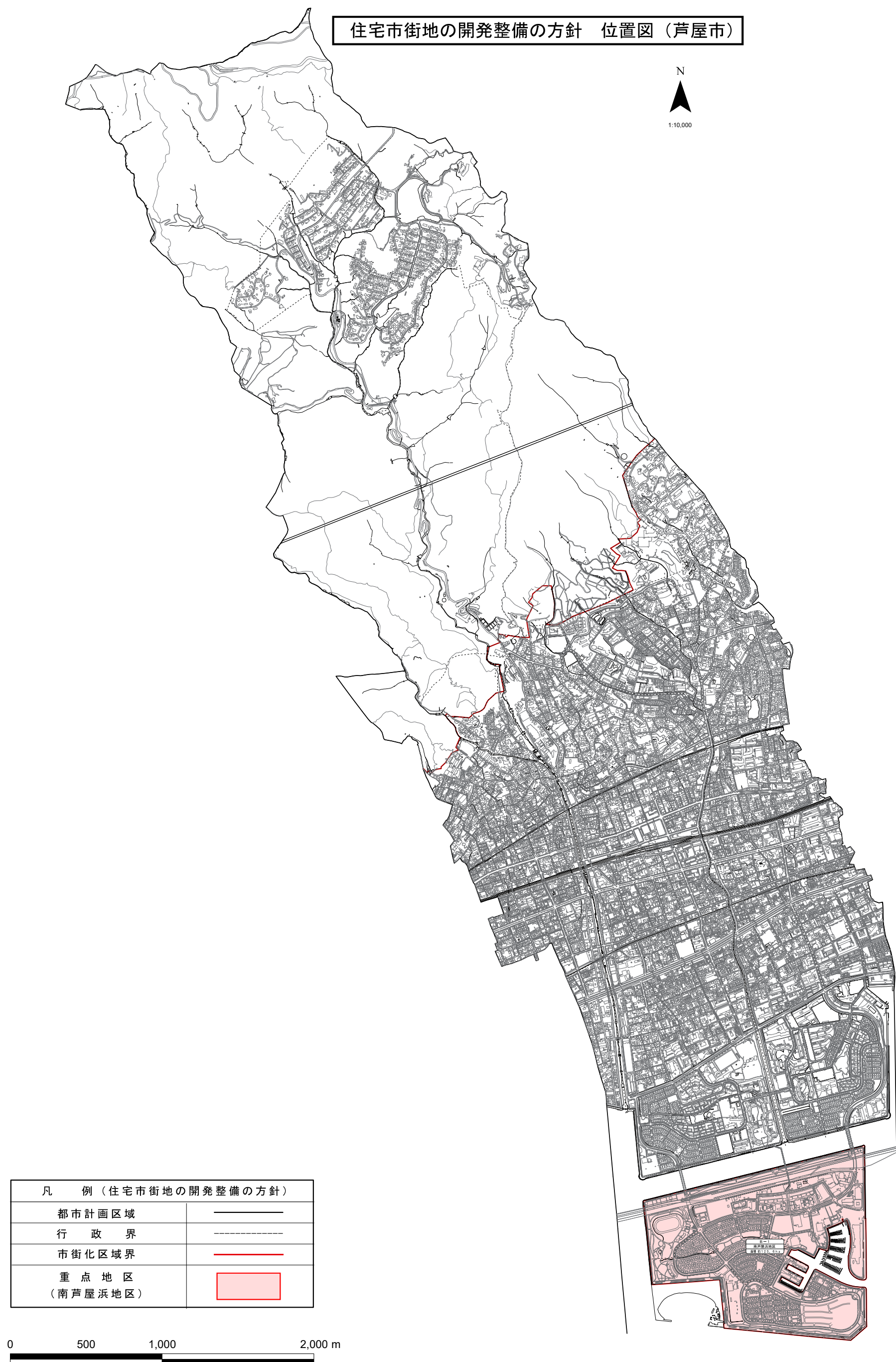
阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更に係る案の作成について（依頼）

このことについて、都市計画法第 1 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記資料のとおり都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ます。

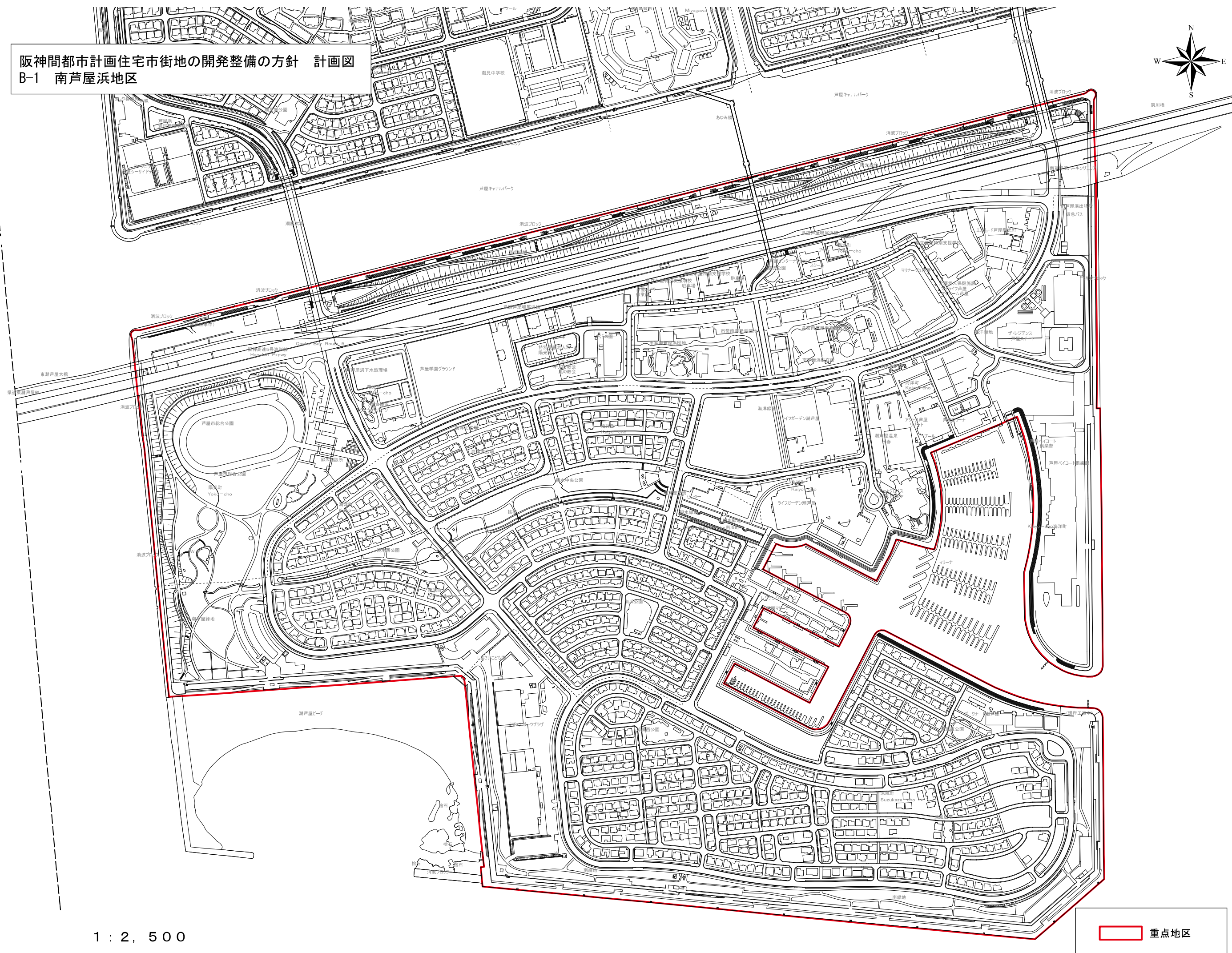
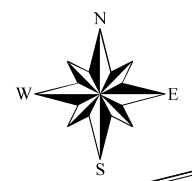
記

- 1 法定図書に準じた資料
- 2 関係行政機関等協議一覧

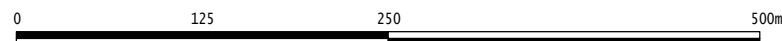
(白紙ページ)



阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針 計画図
B-1 南芦屋浜地区

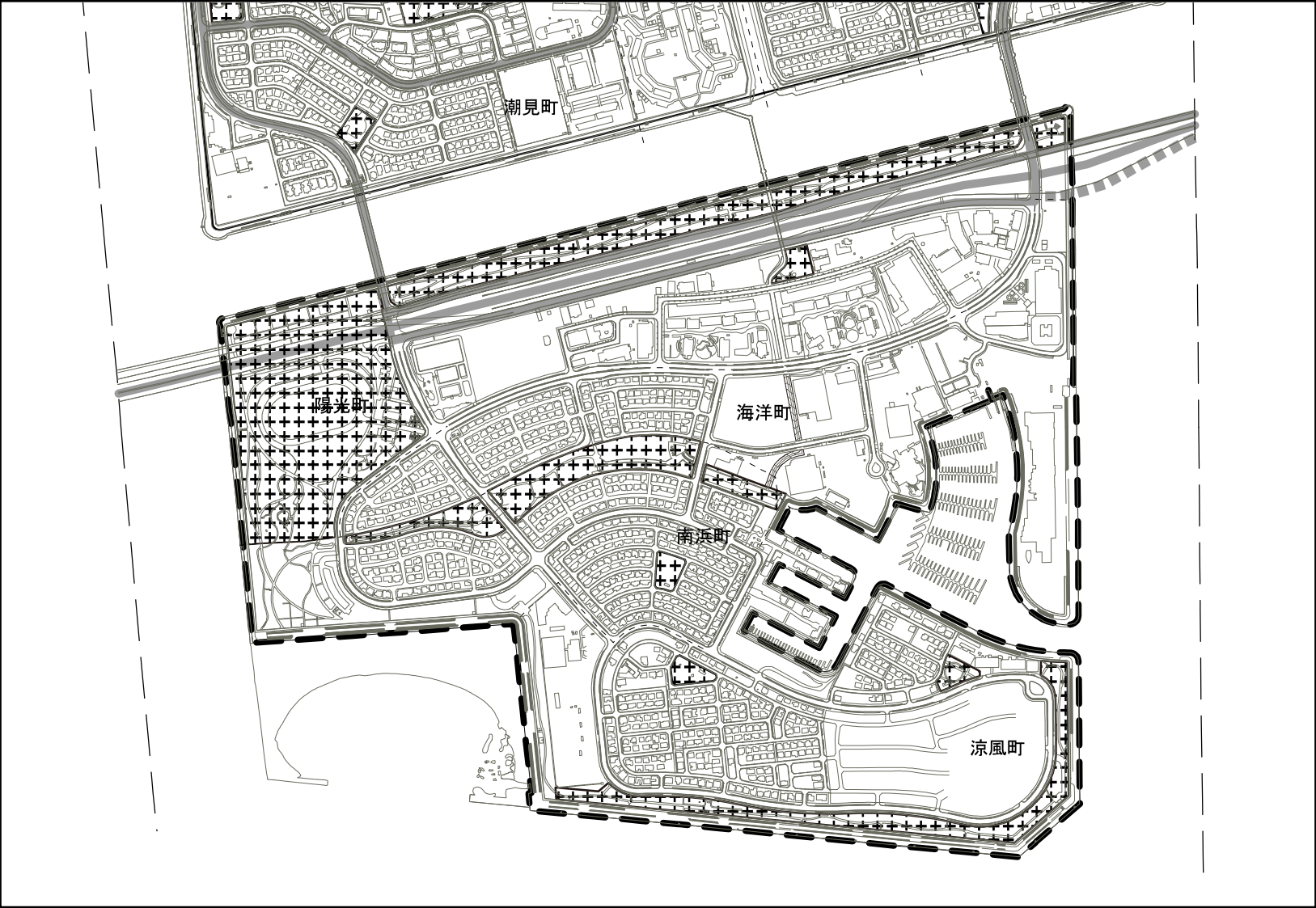


1 : 2, 500



重点地区

市町名	芦屋市	番号	B-1	重点地区名	南芦屋浜地区	重点供給地域名	南芦屋浜地区
-----	-----	----	-----	-------	--------	---------	--------



凡 例		
重点地区区域		
都市施設等	都市計画道路 (整備済)	
	都市計画道路 (未整備)	
	公園・緑地等	

N 	縮尺 1:10,000
-------	----------------

別表

重点地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要(大都市法第4条第1項第2号)								
市町名	番号	地区名 (面積)	地区の整備又は開発の目標	土地利用計画	施設整備の方針	整備開発の推進の措置	おおむね5年以内 に実施予定の事業	おおむね5 年以内に決 定(変更)予 定の都市計 画
芦屋市	B-1	南芦屋浜地区 (約 125.6ha)	・臨海部埋立地において、関連 公共施設の整備と併せて海洋 性スポーツレクリエーション機 能を備えた良好な住宅地を整 備	・戸建住宅、集合住宅及び商 業業務施設・マリーナ関係施 設の複合的な土地利用	・幹線道路・区画道路の適切な 配置・植樹帯等の設置による 緑豊かで潤いのある歩道空間 の確保 ・公園の配置・水辺や中央部 における緑地帯の設置による緑 豊かな都市の形成 ・公園・緑地・緑道や主要施設 を結び、歩車分離による安全 で快適な歩行者ネットワークの 確保を図る	・関連公共施設整備の推進 ・民間活力を導入した商業施 設、マリーナ・レクリエーション 関係の施設整備の推進 ・開発許可による大規模住宅団 地開発事業の推進(民間活 力)	・民間宅地開発 事業 ・民間商業施設 整備事業	・地区計画 ・用途地域 ・高度地区